令和５年度　部活動の活動方針

青森県立八戸東高等学校

１．部活動の位置づけと意義

部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により、学校教育活動の一環として行われるものであり、豊かな人間性や社会性の育成をはかり、知徳体のバランスのとれた心身の成長を目指すものである。また、生徒同士や生徒と教員などさまざまな人間関係を深め、明るく充実した学校生活につながるものとして大きな意義を有するものである。

２．活動に関する取り決め

①　週あたり、平日 1 日、週末 1 日以上の休養日を設けることを基本とする。また、出校日である月曜日は、原則として部活動を実施しない日とする。ただし、競技種目の特性及び生徒の競技に対する志向等を考慮し、原則週 1 日以上の休養日を確保しながら、年間で 104 日程度の休養日を確保することを条件に弾力的に取り扱えるものとする。

②　長期休業中については、月曜日に部活動を実施しても構わない。ただし、活動日の連続は最長 6 日間とし、必ず週 1 日の休養日を確保する。

③　運動部・文化部・愛好会顧問は、年間指導計画表、月間指導計画表、活動実績を作成する。

④　1 日の活動時間は、平日 2 時間程度、学校の休業日は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。ただし、大会に向けた強化練習期間を設けることができる。また、練習試合等で準備や補助、観戦などの時間がある場合は長時間となるのはやむを得ないが、怪我予防・体調管理や学習時間の確保などを顧問が十分配慮して活動する。

⑤　参加する大会は、生徒や顧問の過度な負担とならないようにする。運動部においては、春季・総体・新人大会にあたる大会、それに伴う地区予選及び一連の上位大会への参加は優先して認める。文化部においては、高文連主催の大会（コンクール）への参加は優先して認める。

⑥　上記⑤以外の対外試合等は、次の場合に参加を自粛する。ただし、部活動の特性等を勘案して校長が許可する場合もある。

(ａ) 考査週間及び定期考査日
(ｂ) 実力養成講座の日
(ｃ) 模試の日
(ｄ) 夏期講習、冬期講習、春期講習の日
(ｅ) 全学年による学校行事日

⑦　新入生については、まずは勉強の生活習慣をつけさせるため、4 月中は 18 時に練習を終え、早めに帰宅させる。ただし、体育館使用の部で、割り当てが後半のときは除く。春季大会までは「大会に出場させない」こと、また、「宿泊がともなう場合には遠征にも参加させない」ことを原則とするが、校長の了解を得れば出場（参加）できるものとする。

⑧　定期考査７日前から考査終了までの期間は、部活動を禁止する(朝練習も含む)。ただし、部活動禁止期間または考査終了後原則１週間以内に大会がある場合は、部活動特別練習願を提出し、特別練習をすることができる。特別練習は、実質１時間程度とする。

⑨　校舎を利用できる時間は下記の表のとおりである。

	校舎開錠時間	部活動終了時間	退校完了時間
平　　日	７：００	１８：４５	１９：００
土・日・祝日	８：３０	１５：４５	１６：００

退校完了時間の 15 分前には練習を終了し、下校時間を厳守させること。ただし、部活動延長願を提出することで、平日授業日の場合で、1 日 30 分（19:30 完全下校）、各部１大会につき３日以内の範囲で延長できる。

⑩　宿泊を伴う遠征の場合は、「承諾書」を必ず保護者からもらい生徒指導部に提出する。

⑪　安全管理に配慮する。暖房器具の使用は顧問の監督下で使用し、燃料の節約に努めること。消火をしっかりと確認すること。火を消してすぐ、まだ熱が残っている状態で給油しないこと。室内温度が 7 度以下のとき利用できることとし、15 度を超えたときにはその都度消火すること。